京都市告示第１２６号

　都市計画法（以下「法」という。）第２１条第２項の規定において準用する法第１９条第１項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので，法第２１条第２項の規定において準用する法第２０条第１項の規定により次のとおり告示し，同条第２項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

　　平成２６年５月７日

京都市長　門川　大作

１　土地区画整理事業の名称

　　崇仁北部地区土地区画整理事業

２　都市計画を定める土地の区域

　　追加する部分

　　下京区郷之町，上之町，川端町，下之町，東之町及び西之町の各一部

３　縦覧場所

　　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

　　京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）